

## 当院の施設基準および加算について

### 夜間早朝等加算

当院は厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降及び土曜日 12:00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。また、診療時間外に受診された場合には、休日加算等が適用されます。

### 明細書発行体制等加算

当院は医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

### 医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、患者様の同意のもと、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

### 医療DX推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認等により取得した医療情報を活用して診療を行うほか、マイナ保険証や電子処方箋など、医療DXに対応する体制を整備しています。

### 外来後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しています。

なお、状況に応じて患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります

### 一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

### 外来感染対策向上加算・連携強化加算に係る院内掲示

当院は「第二種協定指定医療機関」として以下の対応をしています。

- 外来においては、受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- その際、空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保し、感染防止対策に積極的に取り組み、対応します。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。当院は、京都府医師会との感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

### 機能強化加算

当院では必要に応じ地域の「かかりつけ医」として、以下の対応を行っています。

- 他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 必要に応じて専門医または専門医療機関へ紹介いたします。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法等について情報提供いたします。

### 地域包括診療加算

当院では、患者様の健康相談・予防接種に係る相談を受け付けています。患者様の状態に応じ、28日以上長期投薬を行っています。

介護保険制度の利用等に関する相談や、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも対応します。

### 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

患者様の希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額4分の1に相当する金額を選定療養費（自己負担）として患者さんにご負担いただく制度です。

詳しくは厚生労働省（[mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp)）のホームページをご確認ください。